

『直接金融による多様な資金調達を図りたい』

特定社債保証制度
(私募債保証制度)

中小企業の皆様へ私募債発行による直接金融の途を開き、資金調達の多様化・円滑化を図ることができます。

対象となる方

(1) 純資産額が5,000万円以上3億円未満の中小企業者であって、以下のイまたは口のいずれかとハまたはこのいずれかを満たす方

イ. 自己資本比率	20%以上
ロ. 純資産倍率	2.0倍以上
ハ. 使用総資本事業利益率 ^(※1)	10%以上
ニ. インタレスト・カバレッジ・レシオ ^(※2)	2.0倍以上

(2) 純資産額が3億円以上5億円未満の中小企業者であって、以下のイまたは口のいずれかとハまたはこのいずれかを満たす方

イ. 自己資本比率	20%以上
ロ. 純資産倍率	1.5倍以上
ハ. 使用総資本事業利益率	10%以上
ニ. インタレスト・カバレッジ・レシオ	1.5倍以上

(3) 純資産額が5億円以上の中小企業者であって、以下のイまたは口のいずれかとハまたはこのいずれかを満たす方

イ. 自己資本比率	15%以上
ロ. 純資産倍率	1.5倍以上
ハ. 使用総資本事業利益率	5%以上
ニ. インタレスト・カバレッジ・レシオ	1.0倍以上

$$(※1) \text{ 使用総資本事業利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{受取利息} \cdot \text{受取配当金}}{\text{資産額}} \times 100$$

$$(※2) \text{ インタレスト・カバレッジ・レシオ} = \frac{\text{営業利益} + \text{受取利息} \cdot \text{受取配当金}}{\text{支払利息} + \text{割引料}}$$

支援内容

上記の要件を満たす中小企業者が発行する私募債について、信用保証協会により債務保証が行われます。

- **保証限度額** 4億5,000万円(保証割合が80%であることから、発行価額は5億6,000万円が限度となります。)ただし、セーフティネット保証を除く普通保証、無担保保証と合計で限度額は5億円です。
- **保証料率** 財務内容その他の経営状況を勘案し、おおむね社債総額の0.45%から1.90%の範囲で各都道府県等の信用保証協会が保証料率を決定します。
- **担保条件** 金融機関、信用保証協会の約定によります。
- **償還期間** 金融機関、信用保証協会の約定によります。
- **発行形式** 振替債又は登録機関登録債とします。

ご利用方法

保証申込時に金融機関に必要書類を提出してください。

※必要書類については各金融機関にご相談ください。

お問い合わせ先

(一社)全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL:<http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html>